港区用途地域地区等図

令和８年（2026年）３月 現在

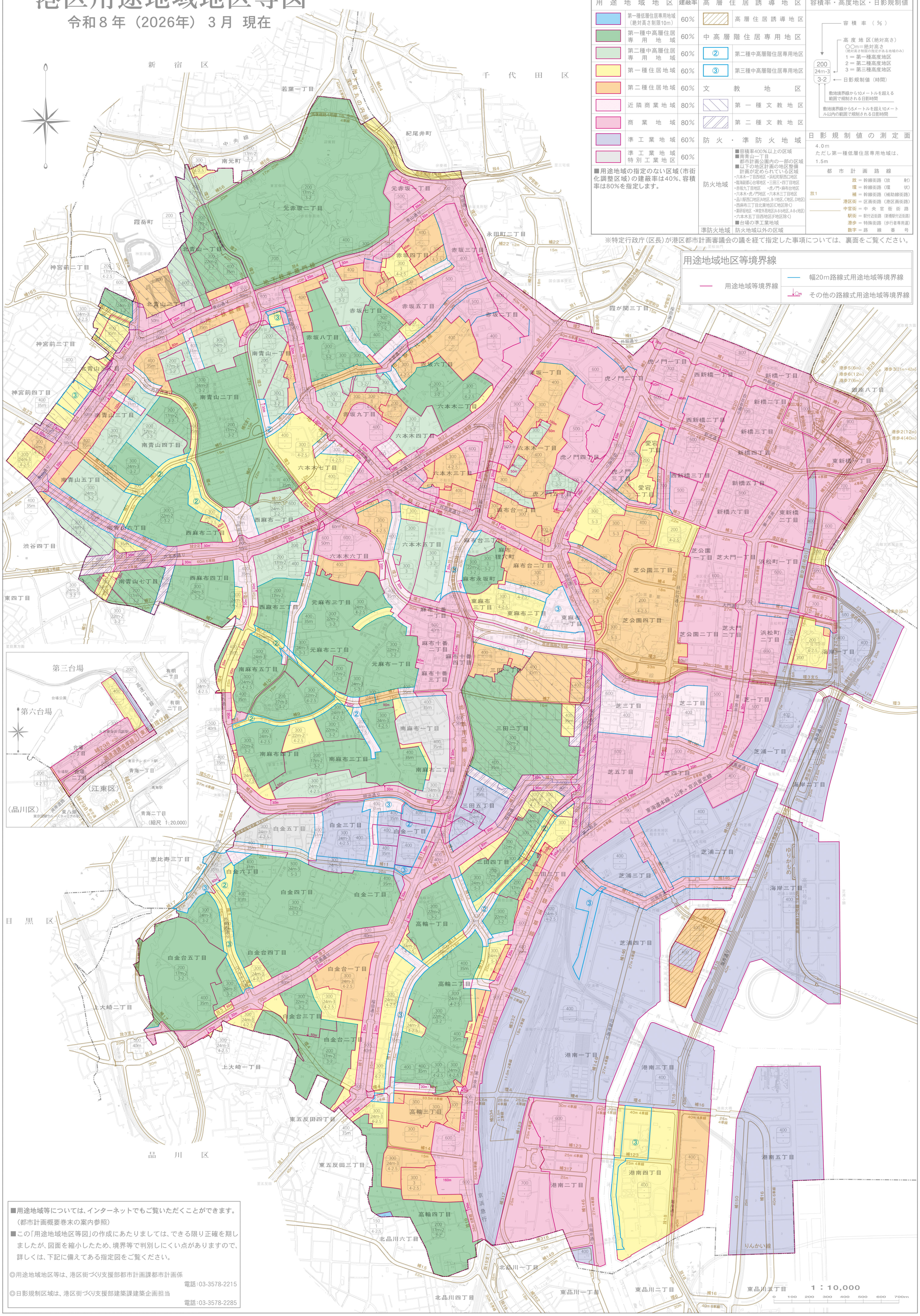

凡例

用途地域地区		建蔽率
	第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限10m）	60%
	第一種中高層住居専用地域	60%
	第二種中高層住居専用地域	60%
	第一種住居地域	60%
	第二種住居地域	60%
	近隣商業地域	80%
	商業地域	80%
	準工業地域	60%
	準工業地域特別工業地区	60%

■用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）の建蔽率は40%、容積率は80%を指定します。

高層住居誘導地区	
	高層住居誘導地区

中高層階住居専用地区	
②	第二種中高層階住居専用地区
③	第三種中高層階住居専用地区

文教地区	
	第一種文教地区
	第二種文教地区

防火・準防火地域	
防火地域	■容積率400%以上の区域 ■南青山一丁目 都市計画公園内の一部の区域 ■以下の地区計画の地区整備計画が定められている区域 ・六本木一丁目西地区・浜松町駅西口地区 ・臨海副都心台場地区・三田三・四丁目地区 ・赤坂九丁目地区・虎ノ門・麻布台地区 ・六本木・虎ノ門地区・六本木三丁目地区 ・品川駅西口地区(A地区、B-1地区、C地区、D地区) ・西麻布三丁目北東地区(C地区除く) ・薬研坂地区・神宮外苑地区(A-8-b地区、A-8-c地区) ・六本木五丁目西地区(F地区除く) ■台場の準工業地域
準防火地域	防火地域以外の区域

容積率・高度地区・日影規制値

200
24m-3
3-2

- 200：容積率（%）
- 24m-3：高度地区（絶対高さ）〇〇m＝絶対高さ（絶対高さ制限の指定がある地域のみ）1＝第一種高度地区 2＝第二種高度地区 3＝第三種高度地区
- 3-2：日影規制値（時間）
  - 敷地境界線から10メートルを超える範囲で規制される日影時間
  - 敷地境界線から5メートルを超え10メートル以内の範囲で規制される日影時間

日影規制値の測定面

4.0m
ただし第一種低層住居専用地域は、1.5m

都市計画路線

放1

- 放＝幹線街路（放射）
- 環＝幹線街路（環状）
- 補＝幹線街路（補助線街路）
- 港区街＝区画街路（港区画街路）
- 中官街＝中央官衙街路
- 駅街＝駅付近街路（新橋駅付近街路）
- 港歩＝特殊街路（歩行者専用道）
- 数字＝路線番号

※特定行政庁（区長）が港区都市計画審議会の議を経て指定した事項については、裏面をご覧ください。

用途地域地区等境界線

- 用途地域等境界線
- 幅20m路線式用途地域等境界線
- その他の路線式用途地域等境界線

■用途地域等については、インターネットでもご覧いただくことができます。（都市計画概要巻末の案内参照）

■この「用途地域地区等図」の作成にあたりましては、できる限り正確を期しましたが、図面を縮小したため、境界等で判別しにくい点がありますので、詳しくは、下記に備えてある指定図をご覧ください。

◎用途地域地区等は、港区街づくり支援部都市計画課都市計画係
電話：03-3578-2215

◎日影規制区域は、港区街づくり支援部建築課建築企画担当
電話：03-3578-2285

刊行物番号 2025132―5011

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２,５００分の１地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT利許第０７－Ｋ１０３－５号　（承認番号）７都市基交測第２４２号
（承認番号）７都市基街都第１８８号、令和７年９月１２日
（承認番号）７都市基交都第５０号、令和７年１０月３日